



三井住友信託銀行が野村不動産マスターファンド投資法人＜3462＞株式の変更報告書を提出（買い増し）



野村不動産マスターファンド投資法人＜3462＞について、三井住友信託銀行が12月21日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「提出者2の住所変更」によるもの。

報告書によると、三井住友信託銀行の野村不動産マスターファンド投資法人株式保有比率は、7.24%と0.05%買い増しした。

報告義務発生日は、2018年12月14日。